

質問第五号

米国連邦議会議事堂において五名の尊い命が失われた事案に対する日本政府の
見解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年一月十九日

浜田

聰

参議院議長 山東昭子殿

米国連邦議会議事堂において五名の尊い命が失われた事案に対する日本政府の見解に関する質問主意書

問主意書

報道によると、令和二年一月六日、米国連邦議会の会議中にトランプ米国大統領支持者が建物に侵入し、累計五人が死亡する前代未聞の事案（以下「本件事案」と記す。）となった。トランプ米国大統領は本件事案中に「These are the things and events that happen when a sacred landslide election victory is so unceremoniously & viciously stripped away from great patriots who have been badly & unfairly treated for so long. Go home with love & in peace. Remember this day forever!」（以下「米国大統領発言」記す）述べ。）としていたが、米国大統領発言はシイツター社に削除された。

各国外相は令和二年一月八日までに次々に本件事案を非難し、ジョンソン英首相、マクロン仏大統領、メルケル独首相の各国首脳も次々に本件事案を非難した。

一方、茂木外相は令和二年一月八日時点での本件事案について特に声明を出さなかつた。菅首相は令和二年一月八日の会見で記者の質問に対し「次期、バイデン大統領の下で、米国国民の皆さんが一致結束して歩んでいたただきたく、何のためですか。」と述べたが、加藤官房長官も令和二年一月七日前の記者会

見て記者の質問に対し「トランプ大統領の政治手法の話もありましたが、まさにこれはアメリカの内政に関することがありますから、政府としてコメントは差し控えたい」と述べるに留めた。

右を踏まえて、以下質問する。

一 本件事案に関する報道や、各国首脳・閣僚の本件事案を非難する発言について政府は承知しているか。

二 米国大統領発言について

1 米国大統領発言をどのように解釈しているか、政府の見解を示されたい。

2 米国大統領発言のうち、「These」は誰のどのような行為を指すか。政府の見解について、具体的に示されたい。

三 日本国政府の本件事案への対応について

1 各国首脳・閣僚が次々に本件事案についての声明を出している中で、何故、菅首相や茂木外相は声明を出さなかつたのか。

2 何故、加藤官房長官は令和三年一月七日午前の記者会見において、米国大統領発言について触れなかつたのか。

四 本件事案について、政府の見解如何。

なお、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条
第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。
右質問する。